適正表示ステッカー 26

食肉公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしている小売販売業者に対して、「適正表示の店」を表わすステッカーを交付している。

適正表示ステッカーは、公正取引協議会の任命する「適正表示指導員」が当該販売店に出向いて所要の調査をし、適正な表示をしていると認定した店舗について交付するものである。

従って、ステッカーを掲示している店舗は、正しい表示をしている信頼できる店として、消費者に対して信用をアピールすることができる。

ステッカーの交付を受けた小売販売業者は、その販売店で販売する食肉の包装紙に、ステッカーと同じデザインを印刷しても良い。

ステッカーの有効期間は、毎年１月１日より１２月３１日までで、有効期間を表すラベルは年１回貼り替えている。

このような店頭に掲示するステッカーは、他の業界でも実施されている。

■ステッカー

適正表示指導員は、各都道府県の食肉公正取引協議会の会長が任命する。会員の食肉販売店の中から、食肉に関する知識と技術にすぐれ、販売の経験が豊富な者が、およそ１０店に１人程度の割合で選任され、地域の店舗を巡回指導している。適正表示指導員に対しては、各県協議会で、定期的に講習会を開いている。適正表示指導員の任期は２年である。

➡食肉公正競争規約第13条 ▶（94ページ）／同施行規則第23条、第24条 ▶（95ページ）、
別表2 ▶（99ページ）